

第4章「保育の計画及び評価」骨子に関するメモ

担当：増田 まゆみ

◎ 第4章・第7章たたき台案作成への基本的考え方

総則において確認されてきた基本的事項

- 児童福祉法施設最低基準第35条に基づき、保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定めるものであること
- 各保育所は、この指針において規定される遵守すべき事項及び保育の内容に関する基本原則に関する事項等を踏まえ、各保育所の実情に応じ創意工夫を図り、保育所の機能と質の向上に努めるべきであること

「保育所の定義」として、「入所する乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するために相応しいものであること」、また「保育所の役割・機能」は、「保育所はこどもにとっての機能(保育による健全な心身の発達)、保護者にとっての機能(保育と一体的に行われる園児の保護者への支援、地域の在宅子育て家庭への支援)の2つの役割を担う。」、さらに、「保育の特性」として「保育は、一人一人のこどもの発達状況に応じた養護(健康安全の保持及び情緒の安定)及び教育(生きる力の基礎を培う発達援助)の一体的に営みであること。」

新たに記載する事項として、「保育所の社会的責任」について、所長のリーダーシップの下に、保護者及び社会への的確な説明責任の発揮、苦情解決、個人情報保護への的確な対応の重要性について規定する必要がある。

こうした「総則」の基本的考え方をもとに、第4章、第7章は以下の考え方にに基づき、たたき台作成に向けて、ワーキンググループで検討した。

- 保育士の国家資格化に伴い、明確にされた保育士の業務（子どもの保育及び保護者に対する保育指導）が適切に行われることが必須のものとして求められる。
- 今日の子ども、家庭、社会の変化に対応した、「①保育計画（保育課程）とその具体的計画である指導計画の作成②実施③評価」のサイクルを通して、保育所の機能と質の向上に努めることが必須とされる。
- 多様な機能を求められ、しかも、保育所の人的環境も大きく変化（保育士を核に多様な職種・多様な勤務状況等）する中で、保育の質の向上を図るためには、「保育の評価・改善」に関する事項、さらに、保育を担う職員（施設長のリーダーシップのもとに保育所という組織体のメンバーとしての位置付け）の研修について、自己評価を基盤とする外部評価、公表を視野に入れた記載が必要である。評価が客観的に、かつ、具体性をもって利用者や地域住民等に施設の情報として提供されることが、保育所の社会的責任を果たし、保護者・地域との協働による子育て・保育に繋がる。

第4章「保育の計画及び評価」

◎ 全体の方向性

- 今まで積み重ねられた「総則」はじめ、各章でのすでに検討されてきた内容をふまえ、第4章について提案することとする。
- 告示の性格、解説の性格に分けて、全体を構成する方向で案を作成した。

◎ 「保育の計画及び評価」 骨子

○ワーキングでの基本姿勢・考え方

保育は、「計画→実践→省察→評価→改善→計画」という循環を重ねつつ、問い直ししていくことが重要である。保育の質の確保・向上は、具体的実践の省察・評価を通して、実現していくものである。

保育の営みの基本となる「保育の計画及び評価」について、長年にわたり、保育所における基本を国が示すガイドラインとして位置付けられ、保育現場に浸透してきたことを尊重し、現行保育指針、総則の中の「保育の計画」、11章「保育の計画作成上の留意事項」に示されている内容について、**全体構成との関連の中で検討し、本改定においても重要性を有するものは継続する方向で案を作成した。**

一方、第2次改定後の保育所をめぐる様々な変化の中で、新たに保育所保育指針に盛り込むことが求められる事項（発達の連続性に考慮した小学校との連携のあり方、障害のある子どもの支援のあり方、保育の質の確保・向上に必須である評価・結果の公表等）を示すこととした。

○事務局案

ワーキングでの検討を受けて、全体の構成、また、各項目の内容について、あらためて検討、調整し、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">1 保育の計画<ul style="list-style-type: none">(1) 保育の計画の作成(2) 指導計画の作成等<ul style="list-style-type: none">1) 指導計画の作成2) 指導計画の展開(3) 指導計画の作成上、特に留意すべき事項<ul style="list-style-type: none">1) 年齢に応じた保育2) 長時間にわたる保育3) 障害のある子どもの保育4) 小学校との連携5) 家庭及び地域社会との連携2 保育の評価等 |
|---|

という2部構成とした。

参考 ワーキングでの検討

1 保育の計画

検討の視点

○保育計画と指導計画について基本的検討

保育所保育の特性・就学前保育の共通性という視点から検討

全体的計画 保育計画 (保育課程・過程)

具体的計画 指導計画 (保育計画・保育指導計画 指導という
文言について検討)

○留意事項の検討

- 第3章との関連で、3歳未満児、3歳以上児の扱い
- 生活の連続性～家庭・地域、長時間・夜間の保育等を含む
- 発達や学びの連続性～小学校との連携を含む・子どもの育ちを支えるための資料を教育委員会を通して提供し、相互理解を図る
- 障害児のある子どもの保育の充実～専門機関等との連携・特別支援教育との関連
- 食育の計画等との関連
- 保育の展開～職員の連携、記録と評価・改善

2 保育の評価

検討の視点

- 質の向上
- PDCAの視点
自己評価・外部評価・公表のあり方

参考

先行して実施されている保育所における第三者評価
認定こども園

自己評価、外部評価等子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて質の向上に努める。



第4章 保育課程・保育の計画及びその評価

1 保育課程の編成

保育所では、法令等及びこの保育所保育指針の示すところに従い、入所している子どもの生活全体を通して、第1章に示す保育の目標が達成されるように子ども及び家庭の状況や保護者の意向、地域の実態を考慮し、それぞれの保育所に適したものとなるように保育課程を編成するものとする。

保育課程は、保育の目標とそれを具体化した発達過程ごとのねらいと内容で構成され、さらに、それらが一貫性のあるものとする必要がある。また、保育課程に基づいて保育を展開するために、具体的な計画として、「指導計画」を作成するものとする。

さらに、家庭や地域社会の変化に伴って生じる多様な保育需要に対しては、地域や保育所の特性を考慮して柔軟な保育の計画を作成し、適切に対応することが必要である。保育の計画を踏まえて保育が適切に進められているかどうかを把握し、次の保育の資料とするため、保育の経過や結果を記録し、自己の保育を評価し改善することに努めることが必要である。

2 保育（指導）計画の作成

以下

省略